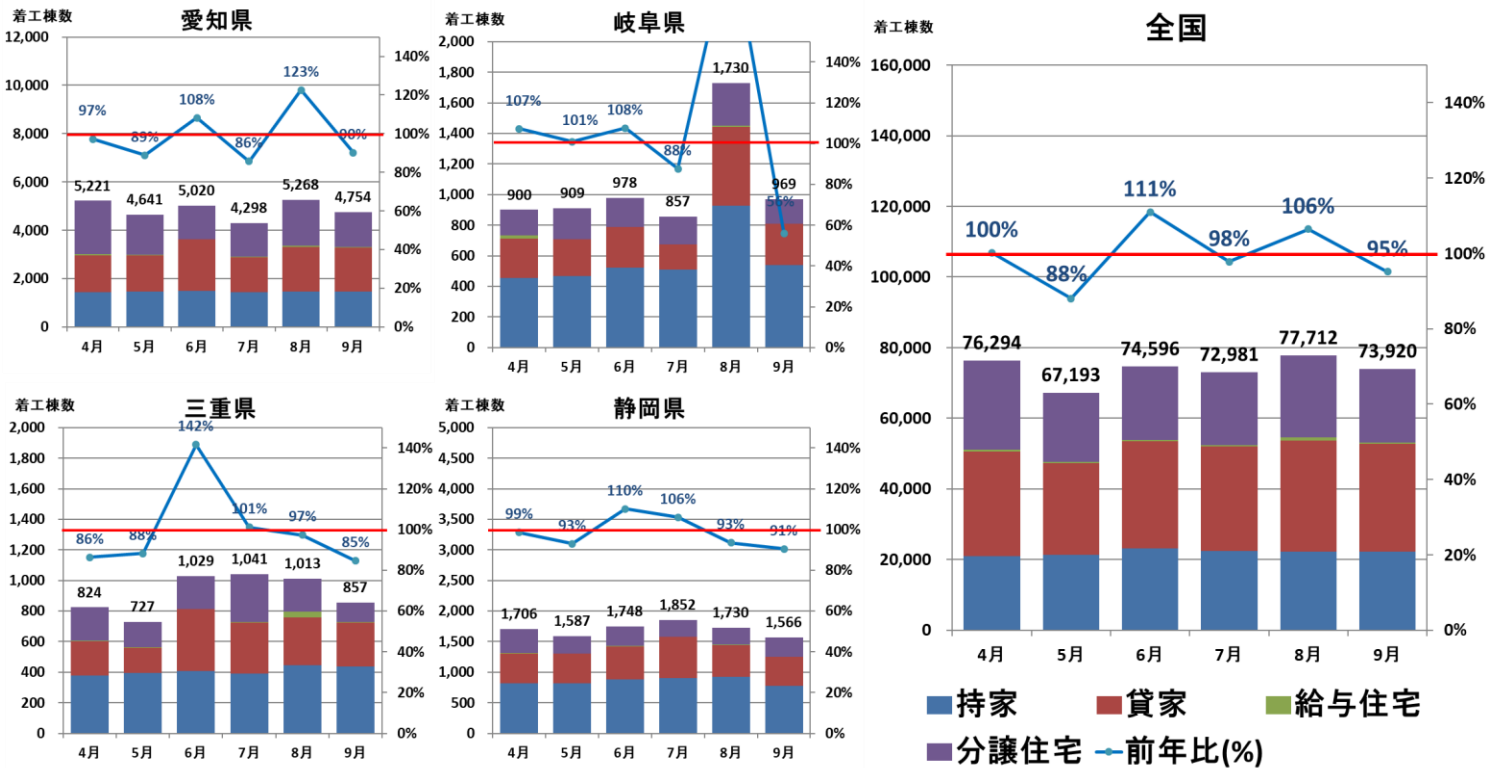


東海4県の着工推移

出典：着工データ 国土交通省



改正所有者不明土地法に関するガイドライン等を公表

本年5月に公布された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和4年法律第38号。以下「改正法」という。)」が、11月1日に施行されました。施行に併せて、基本方針の改正や、制度運用の参考となるガイドライン等の作成・改訂が行われました。

法改正の概要

(1) 所有者不明土地の利用の円滑化の促進

- 所有者不明土地を公益性の高い施設として活用する「地域福利増進事業」の対象事業に、備蓄倉庫等の災害対策に関する施設、再生可能エネルギー発電設備の整備を追加
- 地域福利増進事業のための土地の使用権の上限期間の延長、手続きの迅速化
- 朽廃建築物がある所有者不明土地であっても、地域福利増進事業等の特例手続の対象として適用

(2) 災害等の発生防止に向けた所有者不明土地の管理の適正化

- 引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、周辺の地域における災害等の発生を防止するため、市町村長による代執行等の制度を創設 等

(3) 所有者不明土地対策の推進体制の強化

- 市町村は、所有者不明土地対策計画の作成や所有者不明土地対策協議会の設置が可能
- 市町村長は、所有者不明土地等の利活用に取り組む法人を推進法人として指定 等

国交省、子育て世帯のZEH住宅取得支援事業を創設

国土交通省は、ZEHレベルの省エネ性能の住宅の新築や省エネリフォームを支援する新たな補助制度として、「**こどもエコすまい支援事業**」を創設すると発表しました。

制度の目的

※子育て世帯:18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯:夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(年齢はいずれも令和4年4月1日時点)

エネルギー価格高騰の影響を受けやすい※子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能（ZEHレベル）を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

補助の対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築や、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

「こどもエコすまい支援事業」は、エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能（ZEHレベル）を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等を支援するもの。子育て・若者夫婦世帯の新築のZEH住宅取得に対して、1戸あたり**100万円の補助金**を交付。

また、住宅の省エネ改修（開口部、躯体等）や、併せて行う子育て対応改修、バリアフリー改修等には**リフォーム工事内容に応じて定める額を補助（上限30万円／戸）**。子育て・若者夫婦世帯は**上限45万円／戸（既存住宅購入は60万円／戸）**、安心R住宅購入の場合は**上限45万円／戸**。

省エネ改修は加えて、高断熱窓（Uw1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの）への断熱改修工事に対して支援（経産省、環境省）。工事内容に応じて定額（補助率1/2相当等）を補助する。上限200万円／戸。また、一定の基準を満たした高効率給湯器を導入する場合に支援する（経産省）。家庭用燃料電池には15万円、ヒートポンプ・ハイブリッド給湯機は5万円。

【詳細は】国土交通省ホームページをご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001520938.pdf>